

令和8年度（夏季休業中） 加古川市児童クラブ利用選考基準

- ①児童クラブの利用には、児童クラブ利用申込書に記載のある同意事項への同意が必要です。同意がない場合は利用できません。
- ②5月1日時点で児童クラブの利用申込みをしており、在籍している小学校の児童クラブで待機となっている児童が夏休み期間の利用を希望された場合は、夏休み期間限定利用の申込みをされた児童より優先して利用できるものとします。
- ③利用申込受付期間内に定員を超える申込みがある場合は、②を除く者の中で下記の利用選考基準表に基づき選考を行います。

<利用選考基準表>

調査項目		基礎 点数	保 護 者 の 状 況								小計		調 整 点 数	合 計							
			労働従事日数				労働従事時間				父	母									
			10日 未満	10日 ～ 14日	15日 ～ 20日	21日 以上	4時間 未満	4時間以上 ～ 6時間未満	6時間以上 ～ 8時間未満	8時間 以上											
勤 務	被用者・ 自営業主	10	-5	-3	-1	0	-3	-2	-1	0											
	自営業専従者	8	-5	-3	-1	0	-3	-2	-1	0											
	内 職	5	-5	-3	-1	0	-3	-2	-1	0											
通 学		8	-5	-3	-1	0	-3	-2	-1	0											
疾 病	入 院	10	注1 障害の程度は、次のいずれかに該当する者とする。 <重度> 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A判定 精神障害者保健福祉手帳1級 <中度> 身体障害者手帳3・4級 療育手帳B(1)判定 精神障害者保健福祉手帳2級 <軽度> 身体障害者手帳5・6級 療育手帳B(2)判定 精神障害者保健福祉手帳3級 注2 疾病・看護については、その状況が夏季休業期間中 まで継続されることが見込まれることを条件とする。																		
	一般療養	常時安静									8										
		通院加療									6										
障 害	重 度	10																			
	中 度	8																			
	軽 度	6																			
看 護	常時付添	8																			
	通院付添等	5																			
出 産		7																			
特 例 に よ る 場 合											状況による										

調整点数（証明書等の提出が必要な場合があります）

項 目	内 容	点数
児 童 の 学 年	1年生	+5
	2年生	+3
	3年生	+1
	4年生	-1
	5年生	-2
	6年生	-3
保 護 者 の 状 況	保護者のいずれかが、離別・死別・未婚・長期間の単身赴任・行方不明等によりいない（長期間の単身赴任の保護者は、基礎点数が0となり調整点数のみとなります。）	+11
家 庭 の 環 境	児童の健全な成長が損なわれる恐れがある（関係機関からの意見書が必要）	+3

点数が同点の場合の優先順位

1	前年度以前の「保護者負担金」または「使用料」の滞納のない者を優先
2	利用児童の学年が異なる場合、学年の小さい者を優先
3	「基礎点数」の合計が高い者を優先
4	利用児童に、より点数の高い弟妹がいる者を優先
5	保護者が勤務の場合、労働従事時間の長い者を優先
6	保護者が勤務の場合、勤務先が児童クラブから遠い者を優先
7	「勤務中」と「勤務予定」の場合は、「勤務中」を優先